

軍備縮減問題について意見を陳明するの
（第一号）

今日の日本は、戦争及び軍備の増加に非ざり、しかし、軍備の削減から
武装解除と非軍事化が日本国連の義務であることは、既に述べた通りである。
に同意している。この義務は、新憲法における軍備の削減と軍備
縮減の具としての戦争の防止の行役のほうきとなつて中外に
重んじられたところである。今日の軍備削減は正義と法の支配する
国際秩序の確立を目標として行進している。日本の確信と行進と
は、よく、この大勢に即し且つこれに拍車をかけるものだと信ず
る。従つて日本は、平和條約によつて完全に軍備を撤廃され非軍
事化されることを、ポツダム宣言受諾に伴う軍備の撤廃としての
みならず、そこに日本国連の一つのめざをみようとすゝる積極的な
気持で準備しているものである。

日本政府が、ことに、軍備縮減問題について意見を陳明するの

外務省

は、軍備縮減に関する平和條約の條款の緩和を要請する意向から
であるのではない。たゞ軍備の多い國家の安全と民衆の福祉増進の
ため、政府として直ちに軍備縮減を提示し、それに関
する希望を述べ、連合國の最も好意ある考慮を得たいという外他
意をいのである。

日本政府が、武装解除と非軍事化とに関する以上の確信とは別
に、現存問題として國の安全維持について考慮せざるを得ないこ
とを、連合國は了とされると思ふ。國家の安全については、對外
的安全と國內安全とがある。前者については、既に「一般的意見
のうちに日本政府の見解及びする機会があつたが、ここに第一
章「安全保障問題」として具体的に日本政府の見解をいし希望を
開陳し、又後者については、第二章「國內安全（治安）問題」と
して日本政府の見解をいし希望を述べたい。

外務省

一、第一、我が國の産業は、... 産業の振興... 振興の策... 振興の策... 振興の策...

外務省

一、第一、我が國の産業は、... 産業の振興... 振興の策... 振興の策... 振興の策...

外務省

以上の一帯に於ては、我が國の利益を保護し、平和を維持し、かつ、我が國の安全と繁栄とを確保するに必要とする。此の目的を達成するためには、我が國の利益を保護し、平和を維持し、かつ、我が國の安全と繁栄とを確保するに必要とする。此の目的を達成するためには、我が國の利益を保護し、平和を維持し、かつ、我が國の安全と繁栄とを確保するに必要とする。

外務省

以上の一帯に於ては、我が國の利益を保護し、平和を維持し、かつ、我が國の安全と繁栄とを確保するに必要とする。此の目的を達成するためには、我が國の利益を保護し、平和を維持し、かつ、我が國の安全と繁栄とを確保するに必要とする。

外務省